

新	旧																		
<p><b>[規定]</b>  <b>第1条（抵当権設定）</b>            債務者（連帯債務の場合は、特に断りのない限り債務者全員をいいます。以下同じ。）及び抵当権設定者は、<u>金銭消費貸借契約（以下、「この契約」といいます。）</u>に基づく債務を担保するため、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）から抵当権設定事務につき委託を受けた住信SBIネット銀行（以下「銀行」といいます。）の指示するところに従い、この契約成立後直ちに別途定める抵当権設定契約を締結し、機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定します。</p>	<p><b>[規定]</b>  <b>第1条（抵当権設定）</b>            債務者（連帯債務の場合は、特に断りのない限り債務者全員をいいます。以下同じ。）及び抵当権設定者は、金銭消費貸借契約に基づく債務を担保するため、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）から抵当権設定事務につき委託を受けた住信SBIネット銀行（以下「銀行」といいます。）の指示するところに従い、この契約成立後直ちに別途定める抵当権設定契約を締結し、機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定します。</p>																		
<p><b>第2条（繰上返済）</b>            1 債務者は、<u>この契約の借入要項（以下「借入要項」といいます。）</u>の規定によらず、期限前にこの契約に基づく債務の全部又は一部を繰り上げて返済することができるものとし、この場合は、繰上返済しようとする日（以下「繰上返済日」といいます。）の1か月前までに貸主（以下において「貸主」とあるのは、機構への債権譲渡前においては銀行、機構への債権譲渡後においては債務者に対する新たな債権譲渡の通知又は債務者によるその承諾があるまでは機構、債務者に対する新たな債権譲渡の通知又は債務者によるその承諾があった後は当該債権譲渡に係る債権譲受人を指すものとします。）に通知します。            2 略            3 この契約に基づく債務の一部を繰上返済する場合は、前2項の規定によるほか、<u>次の表1（毎回の元利金返済額を変えずに返済期間を短縮する方法。以下「返済期間短縮型」といいます。）</u>又は<u>表2（返済期間を変えずに毎回の元利金返済額を減らす方法。以下「返済額見直し型」といいます。）</u>に定めるところによります。ただし、債務者が貸主に対してこれにより難い事由を申し出た場合において貸主が承認したときは、貸主が定めるところによります。</p>	<p><b>第2条（繰上返済）</b>            1 債務者は、借入要項の規定によらず、期限前にこの契約に基づく債務の全部又は一部を繰り上げて返済することができるものとし、この場合は、繰上返済しようとする日（以下「繰上返済日」といいます。）の1か月前までに貸主（以下において「貸主」とあるのは、機構への債権譲渡前においては銀行、機構への債権譲渡後においては債務者に対する新たな債権譲渡の通知又は債務者によるその承諾があるまでは機構、債務者に対する新たな債権譲渡の通知又は債務者によるその承諾があった後は当該債権譲渡に係る債権譲受人を指すものとします。）に通知します。            2 略            3 この契約に基づく債務の一部を繰上返済する場合は、前2項の規定によるほか、次表に定めるところ（元金均等返済にあつては、(2)のただし書及び(4)のただし書の規定を除きます。）によります。ただし、債務者が貸主に対してこれにより難い事由を申し出た場合において貸主が承認したときは、貸主が定めるところによります。</p>																		
<p>表1 返済期間短縮型</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="97 1276 252 1361">(1)</td> <td data-bbox="255 1276 410 1361">繰上返済のできる日</td> <td data-bbox="413 1276 828 1361">借入要項に定める毎回の返済日とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 1366 252 2132">(2)</td> <td data-bbox="255 1366 410 2132">繰上返済のできる金額</td> <td data-bbox="413 1366 828 2132">100万円以上の金額で、かつ、借入要項の借入金額（以下「借入金」といいます。）について次の①又は②の場合に応じ、それぞれに定める金額とします。ただし、<u>元利均等返済にあつては、借入要項の利率の欄に定めるところにより利率が変更される場合において、借入金について、繰上返済日から繰上返済日に適用されている利率が変更される日の前日までに返済すべき元金相当額を超える額を繰上返済するときは貸主が定める額とします。</u>            ① 毎月返済分のみである場合            繰上返済日に続く6以上の回数分の元金相当額            ② 6か月毎増額返済分との併用である場合 次の(ア)と(イ)の合計額            (ア) 繰上返済日に続く6の整数倍の回数分の毎月返済分の元金相当額            (イ) (ア)に併せて返済すべき6か月毎増額返済分の元金相当額</td> </tr> </table>	(1)	繰上返済のできる日	借入要項に定める毎回の返済日とします。	(2)	繰上返済のできる金額	100万円以上の金額で、かつ、借入要項の借入金額（以下「借入金」といいます。）について次の①又は②の場合に応じ、それぞれに定める金額とします。ただし、 <u>元利均等返済にあつては、借入要項の利率の欄に定めるところにより利率が変更される場合において、借入金について、繰上返済日から繰上返済日に適用されている利率が変更される日の前日までに返済すべき元金相当額を超える額を繰上返済するときは貸主が定める額とします。</u> ① 毎月返済分のみである場合 繰上返済日に続く6以上の回数分の元金相当額 ② 6か月毎増額返済分との併用である場合 次の(ア)と(イ)の合計額 (ア) 繰上返済日に続く6の整数倍の回数分の毎月返済分の元金相当額 (イ) (ア)に併せて返済すべき6か月毎増額返済分の元金相当額	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="831 1205 986 1272">(1)</td> <td data-bbox="989 1205 1144 1272">繰上返済のできる日</td> <td data-bbox="1147 1205 1559 1272">借入要項に定める毎回の返済日とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1276 986 2004">(2)</td> <td data-bbox="989 1276 1144 2004">繰上返済のできる金額</td> <td data-bbox="1147 1276 1559 2004">100万円以上の金額で、かつ、借入要項の借入金額（以下「借入金」といいます。）について次の①又は②の金額とします。ただし、借入要項の利率の欄に定めるところにより利率が変更される場合において、借入金について、繰上返済日から繰上返済日に適用されている利率が変更される日の前日までに返済すべき元金相当額を超える額を繰上返済するときは貸主が定める額とします。            ① 毎月返済分のみである場合は、繰上返済日に続く6以上の回数分の元金相当額            ③ 6か月毎増額返済分との併用である場合は、次の(ア)と(イ)の合計額            (ア) 繰上返済日に続く6の整数倍の回数分の毎月返済分の元金相当額            (イ) (ア)に併せて返済すべき6か月毎増額返済分の元金相当額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 2009 986 2094">(3)</td> <td data-bbox="989 2009 1144 2094">繰上返済後の返済期間</td> <td data-bbox="1147 2009 1559 2094">(2)により繰上返済した回数分に対応する期間を短縮した期間とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 2098 986 2132">(4)</td> <td data-bbox="989 2098 1144 2132">繰上返済後</td> <td data-bbox="1147 2098 1559 2132">借入要項に定める額とします。ただ</td> </tr> </table>	(1)	繰上返済のできる日	借入要項に定める毎回の返済日とします。	(2)	繰上返済のできる金額	100万円以上の金額で、かつ、借入要項の借入金額（以下「借入金」といいます。）について次の①又は②の金額とします。ただし、借入要項の利率の欄に定めるところにより利率が変更される場合において、借入金について、繰上返済日から繰上返済日に適用されている利率が変更される日の前日までに返済すべき元金相当額を超える額を繰上返済するときは貸主が定める額とします。 ① 毎月返済分のみである場合は、繰上返済日に続く6以上の回数分の元金相当額 ③ 6か月毎増額返済分との併用である場合は、次の(ア)と(イ)の合計額 (ア) 繰上返済日に続く6の整数倍の回数分の毎月返済分の元金相当額 (イ) (ア)に併せて返済すべき6か月毎増額返済分の元金相当額	(3)	繰上返済後の返済期間	(2)により繰上返済した回数分に対応する期間を短縮した期間とします。	(4)	繰上返済後	借入要項に定める額とします。ただ
(1)	繰上返済のできる日	借入要項に定める毎回の返済日とします。																	
(2)	繰上返済のできる金額	100万円以上の金額で、かつ、借入要項の借入金額（以下「借入金」といいます。）について次の①又は②の場合に応じ、それぞれに定める金額とします。ただし、 <u>元利均等返済にあつては、借入要項の利率の欄に定めるところにより利率が変更される場合において、借入金について、繰上返済日から繰上返済日に適用されている利率が変更される日の前日までに返済すべき元金相当額を超える額を繰上返済するときは貸主が定める額とします。</u> ① 毎月返済分のみである場合 繰上返済日に続く6以上の回数分の元金相当額 ② 6か月毎増額返済分との併用である場合 次の(ア)と(イ)の合計額 (ア) 繰上返済日に続く6の整数倍の回数分の毎月返済分の元金相当額 (イ) (ア)に併せて返済すべき6か月毎増額返済分の元金相当額																	
(1)	繰上返済のできる日	借入要項に定める毎回の返済日とします。																	
(2)	繰上返済のできる金額	100万円以上の金額で、かつ、借入要項の借入金額（以下「借入金」といいます。）について次の①又は②の金額とします。ただし、借入要項の利率の欄に定めるところにより利率が変更される場合において、借入金について、繰上返済日から繰上返済日に適用されている利率が変更される日の前日までに返済すべき元金相当額を超える額を繰上返済するときは貸主が定める額とします。 ① 毎月返済分のみである場合は、繰上返済日に続く6以上の回数分の元金相当額 ③ 6か月毎増額返済分との併用である場合は、次の(ア)と(イ)の合計額 (ア) 繰上返済日に続く6の整数倍の回数分の毎月返済分の元金相当額 (イ) (ア)に併せて返済すべき6か月毎増額返済分の元金相当額																	
(3)	繰上返済後の返済期間	(2)により繰上返済した回数分に対応する期間を短縮した期間とします。																	
(4)	繰上返済後	借入要項に定める額とします。ただ																	

(3)	繰上返済後の返済期間	(2)により繰上返済した回数分に対応する期間を短縮した期間とします。
(4)	繰上返済後の毎回の元金返済額又は元金返済額	借入要項に定める額とします。ただし、元利均等返済にあつては、借入要項の利率の欄に定めるところにより利率が変更される場合における借入金の利率変更後の毎回の元金返済額は、貸主が定めるところにより算出した額とします。

	の毎回の元金返済額又は元金返済額	し、借入要項の利率の欄に定めるところにより利率が変更される場合における借入金の利率変更後の毎回の元金返済額は、貸主が定めるところにより算出した額とします。
--	------------------	---

表2 返済額見直し型

(1)	繰上返済のできる日	借入要項に定める毎回の返済日とします。
(2)	繰上返済のできる金額	100万円以上の金額とします。
(3)	最終返済日	借入要項に定める日とします(返済期間は変更になりません。)
(4)	繰上返済後の毎回の元金返済額又は元金返済額	貸主が定めるところにより算出した額とします。

**第3条 (期限前の全額返済義務)**

1 債務者は、債務者(債務者又は連帯債務者のいずれか一人)について次の(1)から(12)までのいずれかに該当し、又は抵当権設定者について(12)に該当し、貸主が債務者に書面により返済請求を発したときは、債務者に請求が到達した日にこの契約に基づく債務の全部又は一部につき期限の利益を失い、借入要項に定める返済方法によらず、直ちにその債務を返済します。

(1) 次のいずれかに該当するとき。

ア 借入金の使途が借入要項2の(1)又は(4)に掲げる資金の場合において、借入要項2の取得対象住宅の表示欄に記載した住宅(以下「取得対象住宅」といいます。)以外の住宅について機構から債務者が自ら居住するための住宅で、主としてその居住の用に供するもの(以下「主たる住宅」といいます。)の建設資金、購入資金若しくは改良資金の借入れをしていたとき、又は取得対象住宅以外の住宅について主たる住宅の建設資金若しくは購入資金として機構以外の第三者から借入れをし、その借入れについて独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)第13条第1項第1号(この契約の締結日以後に法律改正があった場合は、改正後のこの法律の該当条項)の貸付債権の譲受けが行われていたとき、若しくはその借入れについて住宅融資保険法(昭和30年法律第63号)第5条第2項(この契約の締結日以後に法律改正があった場合は、改正後のこの法律の該当条項)に定める保険関係が成立していたとき。

イ 借入金の使途が借入要項2の(1)又は(4)に掲げる資金の場合において、取得対象住宅以外の住宅について解散前の住宅金融公庫(以下「旧公庫」といいます。)から主たる住宅の建設資金、購入資金若しくは改良資金の借入れをしていたとき(取得対象住宅以外の住宅について、旧公庫の貸付金に係る長期分譲住宅を購入していたときを含みます。)、又は取得対象住宅以外の住宅について主たる住宅の建設資金若しくは購入資金として旧公庫以外の第三者から借入れをし、その借入れについて旧公庫が廃止前の住宅金融公庫法第17条第9項第1号に掲げる業務によりその貸付債権を譲り受けていたとき、若しくはその借入れについて旧公庫が独立行政法人住宅金融支援機構法附則第14条の規定による改正前の住宅融資保険法第5条第2項に定める保険関係を成立させていたとき。

**第3条 (期限前の全額返済義務)**

1 債務者は、債務者(債務者又は連帯債務者のいずれか一人)について次の(1)から(12)までのいずれかに該当し、又は抵当権設定者について(12)に該当し、貸主が債務者に書面により返済請求を発したときは、債務者に請求が到達した日にこの契約に基づく債務の全部又は一部につき期限の利益を失い、借入要項に定める返済方法によらず、直ちにその債務を返済します。

(1) 次のいずれかに該当するとき。

ア 借入金の使途が借入要項2の(1)又は(4)に掲げる資金の場合において、借入要項2の取得対象住宅の表示欄に記載した住宅(以下「取得対象住宅」といいます。)以外の住宅について機構から自ら居住するための住宅の建設資金、購入資金若しくは改良資金の借入れをしていたとき(取得対象住宅以外の住宅について主として自ら居住するための住宅以外の住宅の建設資金若しくは購入資金として機構から借入れをしていたときを除きます。)、又は取得対象住宅以外の住宅について自ら居住するための住宅(主としてその居住の用に供する住宅に限ります。)の建設資金若しくは購入資金として機構以外の第三者から借入れをし、その借入れについて独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)第13条第1項第1号(この契約の締結日以後に法律改正があった場合は、改正後のこの法律の該当条項)の貸付債権の譲受けが行われていたとき、若しくはその借入れについて住宅融資保険法(昭和30年法律第63号)第5条第2項(この契約の締結日以後に法律改正があった場合は、改正後のこの法律の該当条項)に定める保険関係が成立していたとき。

イ 借入金の使途が借入要項2の(1)又は(4)に掲げる資金の場合において、取得対象住宅以外の住宅について解散前の住宅金融公庫(以下「旧公庫」といいます。)から自ら居住するための住宅の建設資金、購入資金若しくは改良資金の借入れをしていたとき(取得対象住宅以外の住宅について主として自ら居住するための住宅以外の住宅の建設資金若しくは購入資金として旧公庫から借入れをしていたときを除き、旧公庫の貸付金に係る長期分譲住宅を購入していたときを含みます。)、又は取得対象住宅以外の住宅について自ら居住するための住宅(主としてその居住の用に供する住宅に限ります。)

ウ 借入金の使途が借入要項2の(2)又は(5)に掲げる資金の場合において、取得対象住宅以外の住宅について機構から債務者が自ら居住するための住宅で、主としてその居住の用に供する住宅以外のもの(以下「従たる住宅」といいます。)の建設資金、購入資金若しくは改良資金の借入れをしていたとき、又は取得対象住宅以外の住宅について従たる住宅の建設資金若しくは購入資金として機構以外の第三者から借入れをし、その借入れについて独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第1号(この契約の締結日以後に法律改正があった場合は、改正後のこの法律の該当条項)の貸付債権の譲受けが行われていたとき、若しくはその借入れについて住宅融資保険法第5条第2項(この契約の締結日以後に法律改正があった場合は、改正後のこの法律の該当条項)に定める保険関係が成立していたとき。

エ 借入金の使途が借入要項2の(2)又は(5)に掲げる資金の場合において、取得対象住宅以外の住宅について旧公庫から従たる住宅の建設資金、購入資金若しくは改良資金の借入れをしていたとき(旧公庫の貸付金に係る長期分譲住宅を購入していたときを含みます。)、又は取得対象住宅以外の住宅について従たる住宅の建設資金若しくは購入資金として旧公庫以外の第三者から借入れをし、その借入れについて旧公庫が廃止前の住宅金融公庫法第17条第9項第1号に掲げる業務によりその貸付債権を譲り受けていたとき、若しくはその借入れについて旧公庫が独立行政法人住宅金融支援機構法附則第14条の規定による改正前の住宅融資保険法第5条第2項に定める保険関係を成立させていたとき。

(2)略

(3)略

(4) ア 借入金の使途が借入要項2の(1)又は(4)に掲げる資金の場合

(ア) 貸主に届け出ないで取得対象住宅に自ら居住しなかったとき。

(イ) 貸主の承諾を得ないで取得対象住宅を住宅以外の用途に使用したとき。

イ 借入金の使途が借入要項2の(2)又は(5)に掲げる資金の場合

(ア) 取得対象住宅に自ら居住しなかったとき。

(イ) 取得対象住宅を住宅以外の用途に使用したとき。

ウ 借入金の使途が借入要項2の(3)又は(6)に掲げる資金の場合

(ア) 貸主に届け出ないで借入れの際届け出た親族を取得対象住宅に居住させなかったとき。

(イ) 貸主の承諾を得ないで取得対象住宅を住宅以外の用途に使用させたとき。

(5)略

(6)略

(7)略

(8)略

(9)略

(10)略

(11)略

(12)略

2 債務者は、前項の規定によるほか、債務者の氏名若しくは住

の建設資金若しくは購入資金として旧公庫以外の第三者から借入れをし、その借入れについて旧公庫が廃止前の住宅金融公庫法第17条第9項第1号に掲げる業務によりその貸付債権を譲り受けていたとき、若しくはその借入れについて旧公庫が住宅融資保険法第5条第2項に定める保険関係を成立させていたとき。

(2)略

(3)略

(4) ア 借入金の使途が借入要項2の(1)、(2)、(4)又は(5)に掲げる資金の場合

(ア) 貸主に届け出ないで取得対象住宅に自ら居住しなかったとき。

(イ) 貸主の承諾を得ないで取得対象住宅を住宅以外の用途に使用したとき。

イ 借入金の使途が借入要項2の(3)又は(6)に掲げる資金の場合

貸主の承諾を得ないで取得対象住宅を住宅以外の用途に使用させたとき。

(5)略

(6)略

(7)略

(8)略

(9)略

(10)略

(11)略

(12)略

2 債務者は、前項の規定によるほか、債務者の氏名若しくは住所の変更後その通知を怠る等債務者の責めに帰すべき事由によって貸主に債務者の所在が不明となったとき又は債務者について破産手続開始の決定があったときは、貸主から債務者に対する返済請求がなくても、この契約に基づく債務の全部について当然に期限の利益を失うものとします。

<p>所の変更後その変更の通知を怠る等債務者の責めに帰すべき事由によって貸主に債務者の所在が不明となったとき又は債務者について破産手続開始の決定があったときは、貸主から債務者に対する返済請求がなくても、この契約に基づく債務の全部について当然に期限の利益を失うものとします。</p>	
<p><b>第4条 (延滞損害金)</b> 略</p>	<p><b>第4条 (延滞損害金)</b> 略</p>
<p><b>第5条 (通知)</b> 略</p>	<p><b>第5条 (通知)</b> 略</p>
<p><b>第6条 (担保保存義務等)</b></p> <p>1 抵当権設定者は、貸主がその都合によって他の担保を変更し、若しくは解除し、又は連帯債務者がある場合の債務者の一人についてその債務の一部若しくは全部を免除し、若しくは放棄することがあっても、これによる免責を主張しないものとします。</p> <p>2 連帯債務者がある場合の債務者は、貸主がその都合によって他の債務者の一人についてその債務の一部又は全部を免除し、若しくは放棄することがあっても、これによる免責を主張しないものとします。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>連帯債務者がある場合に貸主が債務者の一人に対して行った履行の請求は、他の債務者に対しても、その効力が生じるものとします。</u></p> <p>5 <u>連帯債務者がある場合の債務者の一人又は抵当権設定者が債務の一部を弁済した場合においては、代位によって貸主又は貸主から債権譲渡を受けた者から取得した権利は、貸主又は貸主から債権譲渡を受けた者に対するこの契約に基づく債務が存在する限り、貸主の同意がなければこれを行使できないものとします。</u></p>	<p><b>第6条 (担保保存義務等)</b></p> <p>1 抵当権設定者は、貸主がその都合によって他の担保を変更し、若しくは解除し、又は連帯債務者がある場合の債務者の一人についてその債務の一部又は全部を免除し、若しくは放棄することがあっても、これによる免責を主張しないものとします。</p> <p>2 連帯債務者がある場合の債務者は、貸主がその都合によって他の債務者の一人についてその債務の一部又は全部を免除し、<u>又は放棄することがあっても、これによる免責を主張しないものとします。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>連帯債務者がある場合の債務者の一人又は抵当権設定者が債務の一部を弁済した場合においては、代位によって貸主又は貸主から債権譲渡を受けた者から取得した権利は、貸主又は貸主から債権譲渡を受けた者に対するこの契約に基づく債務が存在する限り、貸主の同意がなければこれを行使できないものとします。</u></p>
<p><b>第7条 (返済の充当順序)</b> 略</p>	<p><b>第7条 (返済の充当順序)</b> 略</p>
<p><b>第8条 (代わり証書等の差入れ)</b></p> <p>債務者及び抵当権設定者は騒乱、災害等貸主の責めに帰すことのできない事由によって証書その他の書類が紛失し、滅失し、又は損傷した場合は、貸主の請求によって代わり証書等を差し入れるものとします。</p>	<p><b>第8条 (代わり証書等の差入れ)</b></p> <p>債務者は騒乱、災害等貸主の責めに帰すことのできない事由によって証書その他の書類が紛失し、滅失し、又は損傷した場合は、貸主の請求によって代わり証書等を差し入れるものとします。</p>
<p><b>第9条 (公正証書の作成)</b> 略</p>	<p><b>第9条 (公正証書の作成)</b> 略</p>
<p><b>第10条 (調査及び報告)</b></p> <p>1 債務者及び抵当権設定者は、貸主又は貸主の委嘱を受けた者が抵当物件について<u>使用状況等の調査</u>をし、又は報告を求めたときは、いつでもその要求に応じます。</p> <p>2 債務者及び抵当権設定者は、前項によるほか、貸主又は貸主の委嘱を受けた者が<u>この契約に基づく債務に関する書類又は情報の提供</u>を求めたときは、いつでもその要求に応じます。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p><b>第10条 (調査及び報告)</b></p> <p>1 債務者及び抵当権設定者は、貸主又は貸主の委嘱を受けた者が抵当物件について調査をし、又は報告を求めたときは、いつでもその要求に応じます。</p> <p>2 債務者は、前項によるほか、<u>取得対象住宅について貸主又は貸主の委嘱を受けた者がその使用状況を調査し、又は必要な書類の提出</u>を求めたときは、いつでもその要求に応じます。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>
<p><b>第11条 (費用の負担)</b></p> <p>債務者は、次の(1)から(3)までに該当する費用を負担します。</p> <p>(1) 金銭消費貸借契約証書の作成に要する費用</p> <p>(2) 第1条の抵当権の設定、変更又は抹消に要する費用</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、<u>金銭消費貸借契約及び第1</u></p>	<p><b>第11条 (費用の負担)</b></p> <p>債務者は、次の(1)から(3)までに該当する費用を負担します。</p> <p>(1) 金銭消費貸借契約証書の作成に要する費用</p> <p>(2) 第1条の抵当権の設定、変更又は抹消に要する費用</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、<u>この契約及び第1条の抵当</u></p>

<p>条の抵当権設定契約に関する一切の費用</p>	<p>権設定契約に関する一切の費用</p>																																
<p><b>第12条 (準拋法・合意管轄)</b> 略</p>	<p><b>第12条 (準拋法・合意管轄)</b> 略</p>																																
<p><b>第13条 (個人情報情報機関への登録等)</b> 1 (1)略 (2)株式会社日本信用情報機構</p> <table border="1" data-bbox="113 387 810 1160"> <thead> <tr> <th>登録情報</th> <th>登録期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人を特定するための情報 (氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号等)</td> <td>下記の情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>契約内容に関する情報 (契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等) 及び返済状況に関する情報 (入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)</td> <td>契約継続中及び契約終了後5年以内</td> </tr> <tr> <td>取引事実に関する情報 (債権回収、債務整理、保証履行、破産申立、債権譲渡等)</td> <td>契約継続中及び契約終了後5年以内 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)</td> </tr> <tr> <td>本申込に基づく個人情報 (本人を特定する情報、並びに申込日及び申込商品種別等の情報)</td> <td>照会日から6か月以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略 3 略</p>	登録情報	登録期間	本人を特定するための情報 (氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号等)	下記の情報のいずれかが登録されている期間	契約内容に関する情報 (契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等) 及び返済状況に関する情報 (入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)	契約継続中及び契約終了後5年以内	取引事実に関する情報 (債権回収、債務整理、保証履行、破産申立、債権譲渡等)	契約継続中及び契約終了後5年以内 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	本申込に基づく個人情報 (本人を特定する情報、並びに申込日及び申込商品種別等の情報)	照会日から6か月以内	<p><b>第13条 (個人情報情報機関への登録等)</b> 1 (1)略 (2)株式会社日本信用情報機構</p> <table border="1" data-bbox="847 387 1544 1198"> <thead> <tr> <th>登録情報</th> <th>登録期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人を特定するための情報 (氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、<u>運転免許証等の記号番号</u>等)</td> <td>下記の情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>契約内容に関する情報 (契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等) 及び返済状況に関する情報 (入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)</td> <td>契約継続中及び契約終了後5年以内</td> </tr> <tr> <td>取引事実に関する情報 (債権回収、債務整理、保証履行、<u>強制解約</u>、破産申立、債権譲渡等)</td> <td>契約継続中及び契約終了後5年以内 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)</td> </tr> <tr> <td>本申込に基づく個人情報 (本人を特定する情報、並びに申込日及び申込商品種別等の情報)</td> <td>照会日から6<u>ヵ</u>月以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略 3 略</p>	登録情報	登録期間	本人を特定するための情報 (氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、 <u>運転免許証等の記号番号</u> 等)	下記の情報のいずれかが登録されている期間	契約内容に関する情報 (契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等) 及び返済状況に関する情報 (入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)	契約継続中及び契約終了後5年以内	取引事実に関する情報 (債権回収、債務整理、保証履行、 <u>強制解約</u> 、破産申立、債権譲渡等)	契約継続中及び契約終了後5年以内 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	本申込に基づく個人情報 (本人を特定する情報、並びに申込日及び申込商品種別等の情報)	照会日から6 <u>ヵ</u> 月以内												
登録情報	登録期間																																
本人を特定するための情報 (氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号等)	下記の情報のいずれかが登録されている期間																																
契約内容に関する情報 (契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等) 及び返済状況に関する情報 (入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)	契約継続中及び契約終了後5年以内																																
取引事実に関する情報 (債権回収、債務整理、保証履行、破産申立、債権譲渡等)	契約継続中及び契約終了後5年以内 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)																																
本申込に基づく個人情報 (本人を特定する情報、並びに申込日及び申込商品種別等の情報)	照会日から6か月以内																																
登録情報	登録期間																																
本人を特定するための情報 (氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、 <u>運転免許証等の記号番号</u> 等)	下記の情報のいずれかが登録されている期間																																
契約内容に関する情報 (契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等) 及び返済状況に関する情報 (入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)	契約継続中及び契約終了後5年以内																																
取引事実に関する情報 (債権回収、債務整理、保証履行、 <u>強制解約</u> 、破産申立、債権譲渡等)	契約継続中及び契約終了後5年以内 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)																																
本申込に基づく個人情報 (本人を特定する情報、並びに申込日及び申込商品種別等の情報)	照会日から6 <u>ヵ</u> 月以内																																
<p><b>第14条 (債権の信託)</b> 略</p>	<p><b>第14条 (債権の信託)</b> 略</p>																																
<p><b>第15条 (個人情報の取扱い)</b> 1 略 2 債務者及び抵当権設定者は、債務者、抵当権設定者又は銀行から提供を受けた個人情報を機構が次表に定めるところにより前項の(2)の利用目的の達成に必要な範囲内で第三者に提供することに同意します。</p> <table border="1" data-bbox="113 1704 810 2136"> <thead> <tr> <th>個人情報の提供先</th> <th>提供先の利用目的</th> <th>提供する個人情報</th> <th>提供する期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命保険・共済の引受保険会社及び全国共済農業協同組合連合会</td> <td>団体信用生命保険・共済の引受等の事務</td> <td>債務者の属性 (氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等)、貸付条件 (返済期間、融資額等)、回収情報 (残高、最終回返済日、返済終了日等) (債務者が団体信</td> <td>この契約の日から返済が終了する日まで</td> </tr> </tbody> </table>	個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報	提供する期間	略	略	略	略	略	略	略	略	団体信用生命保険・共済の引受保険会社及び全国共済農業協同組合連合会	団体信用生命保険・共済の引受等の事務	債務者の属性 (氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等)、貸付条件 (返済期間、融資額等)、回収情報 (残高、最終回返済日、返済終了日等) (債務者が団体信	この契約の日から返済が終了する日まで	<p><b>第15条 (個人情報の取扱い)</b> 1 略 2 債務者及び抵当権設定者は、債務者、抵当権設定者又は銀行から提供を受けた個人情報を機構が次表に定めるところにより前項の(2)の利用目的の達成に必要な範囲内で第三者に提供することに同意します。</p> <table border="1" data-bbox="847 1704 1544 2136"> <thead> <tr> <th>個人情報の提供先</th> <th>提供先の利用目的</th> <th>提供する個人情報</th> <th>提供する期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命保険・共済の引受保険会社及び全国共済農業協同組合連合会</td> <td>団体信用生命保険・共済の引受等の事務</td> <td>債務者の属性 (氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等)、貸付条件 (返済期間、融資額等)、回収情報 (残高、最終回返済日、返済終了日等) (債務者が団体信</td> <td>この契約の日から返済が終了する日まで</td> </tr> </tbody> </table>	個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報	提供する期間	略	略	略	略	略	略	略	略	団体信用生命保険・共済の引受保険会社及び全国共済農業協同組合連合会	団体信用生命保険・共済の引受等の事務	債務者の属性 (氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等)、貸付条件 (返済期間、融資額等)、回収情報 (残高、最終回返済日、返済終了日等) (債務者が団体信	この契約の日から返済が終了する日まで
個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報	提供する期間																														
略	略	略	略																														
略	略	略	略																														
団体信用生命保険・共済の引受保険会社及び全国共済農業協同組合連合会	団体信用生命保険・共済の引受等の事務	債務者の属性 (氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等)、貸付条件 (返済期間、融資額等)、回収情報 (残高、最終回返済日、返済終了日等) (債務者が団体信	この契約の日から返済が終了する日まで																														
個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報	提供する期間																														
略	略	略	略																														
略	略	略	略																														
団体信用生命保険・共済の引受保険会社及び全国共済農業協同組合連合会	団体信用生命保険・共済の引受等の事務	債務者の属性 (氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等)、貸付条件 (返済期間、融資額等)、回収情報 (残高、最終回返済日、返済終了日等) (債務者が団体信	この契約の日から返済が終了する日まで																														

		用生命保険・共済 に加入しない場合 を除きます。)	
略	略	略	略
銀行	銀行による 債権の管理 及び回収	債務者の属性（氏 名、性別、生年月 日、住所、電話番 号、職業、収入等）、 貸付条件（利率、返 済期間、返済方法、 借入希望額等）、取 得対象住宅情報 （所在地、構造、延 面積等）、契約内容 （借入金額、契約 日、最終回返済日 等）、返済状況（延 滞、強制回収手続、 完済等） （債務者がこの契 約に係る貸付けと 併せて銀行から貸 付けを受け、その 貸付けについて住 宅融資保険法第5 条第1項に規定す る特定保険関係が 成立した場合に限 ります。）	この契約の 日から返済 が終了する 日まで
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略

		用生命保険・共済 に加入する場合に 限ります。)	
略	略	略	略
銀行および 銀行が業務 委託した 「債権管理 回収業に関 する特別措 置法」にも とづき法務 大臣より営 業許可を受 けた債権管 理回収会社	銀行による 債権の管理 及び回収	債務者の属性（氏 名、性別、生年月 日、住所、電話番 号、職業、収入等）、 貸付条件（利率、返 済期間、返済方法、 借入希望額等）、取 得対象住宅情報 （所在地、構造、延 面積等）、契約内容 （借入金額、契約 日、最終回返済日 等）、返済状況（延 滞、強制回収手続、 完済等） （債務者がこの契 約に係る貸付けと 併せて銀行から貸 付けを受け、その 貸付けについて住 宅融資保険法第5 条第1項に規定す る特定保険関係が 成立した場合に限 ります。）	この契約の 日から返済 が終了する 日まで
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略

**第16条（反社会的勢力の排除）**  
略

**第16条（反社会的勢力の排除）**  
略

[特約条項]  
**第17条（買戻しの特約の登記若しくは所有権移転請求権の仮登記付きの住宅若しくは土地又は定期借地権付きの土地の場合）**  
略

[特約条項]  
**第17条（買戻しの特約の登記若しくは所有権移転請求権の仮登記付きの住宅若しくは土地又は定期借地権付きの土地の場合）**  
略

**第18条（保留地等に係る追加担保の差入れの場合）**  
1 略  
2 債務者は、前項の物件につき所有権の登記が可能となったときは、遅滞なく機構にその旨を通知し、債務者及び抵当権設定者は、機構の指示により機構のために直ちに必要な登記手続を完了させた上で、その登記事項証明書を機構に提出します。  
3 略  
4 略

**第18条（保留地等に係る追加担保の差入れの場合）**  
1 略  
2 債務者は、前項の物件につき所有権の登記が可能となったときは、遅滞なく機構にその旨を通知し、債務者及び抵当権設定者は、機構の指示により機構のために直ちに必要な登記手続を完了し、その登記事項証明書を機構に提出します。  
3 略  
4 略

**第19条（敷地利用権の対象となる土地の取得等に伴う追加担保の差入れの場合）**  
債務者及び抵当権設定者は、機構に本債務の担保として差し入れた土地以外の土地を借入金に係る住宅に関する敷地利用権（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第6項に規定する敷地利用権をいいます。）の対象とする場合は、遅滞なく機構にその旨を通知し、機構の指示により本債務の担保と

**第19条（敷地利用権の対象となる土地の取得等に伴う追加担保の差入れの場合）**  
債務者及び抵当権設定者は、機構に本債務の担保として差し入れた土地以外の土地を借入金に係る住宅に関する敷地利用権（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第6項に規定する敷地利用権をいいます。）の対象とする場合は、遅滞なく機構にその旨を通知し、機構の指示により本債務の担保と

<p>して、当該土地を追加担保として差し入れ、機構のために直ちに必要な登記手続を完了させた上で、その登記事項証明書を機構に提出します。</p>	<p>して、当該土地を追加担保として差し入れ、機構のために直ちに必要な登記手続きを完了し、その登記事項証明書を機構に提出します。</p>
<p><b>第20条（長期優良住宅に係る貸付けの場合の特例）</b>  債務者は、次の(1)及び(2)に該当する場合において、取得対象住宅を第三者に譲渡するときは、貸主の承諾があるときに限り、貸主の所定の手続を経た上でこの契約に基づく一切の債務について当該住宅を譲り受ける第三者に承継させることができるものとします。なお、債務者は、貸主が行うこの承諾の判断に関して異議を述べません。</p> <p>(1)取得対象住宅が、<u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定により認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づき建築等が行われた住宅として貸付けを受けたものであること。</u></p> <p>(2)借入要項1に掲げる返済期間が36年以上50年以下の期間であるとき。</p>	<p><b>第20条（長期優良住宅に係る貸付けの場合の特例）</b>  債務者は、取得対象住宅が、<u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定により認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づき建築等が行われた住宅として貸付けを受けたものである場合</u>において、取得対象住宅を第三者に譲渡するときは、貸主の承諾があるときに限り、貸主の所定の手続を経た上でこの契約に基づく一切の債務について当該住宅を譲り受ける第三者に承継させることができるものとします。なお、債務者は、貸主が行うこの承諾の判断に関して異議を述べません。</p>
<p><b>第21条（平成29年9月30日以前に借入申込みを行った場合の適用除外条項）</b>  略</p>	<p><b>第21条（平成29年9月30日以前に借入申込みを行った場合の適用除外条項）</b>  略</p>
<p><b>第22条（令和2年3月31日以前に借入申込みを行った場合の適用除外条項）</b>  債務者がこの契約に係る借入申込みを令和2年3月31日以前に行った場合は、第3条第1項(1)ウ又はエに該当するときであっても、同項の規定の適用はないものとします。</p>	
<p><b>第23条（損害の補償）</b>  1 債務者が貸主に対してこの契約に係る借入申込みにおいて虚偽の事実を報告する等の不適正な方法により借入れを行った場合において、機構が定めるフラット35の借入金利を引き下げのための要件に適合していないにも関わらず、当該要件に適合することを前提として機構から借入金利の引下げを受けたときは、その金利の引下げによる機構の損失の額又は機構が得ることのできなかった額を機構の損害とみなし、その損害の補償として、それらの額を、機構の請求により約定利息及び延滞損害金とは別に直ちに支払います。</p> <p>2 前項の支払額の上限は、借入要項1の借入金額に、この契約の契約締結日から支払日までの日数に応じ、年5.5%（年365日の日割計算）の割合を乗じて算出した額とします。</p>	
<p><b>第24条（債務繰上返済支援特約、長期就業不能見舞金特約付団体信用就業不能保障保険）</b>  債務者は、銀行が所定の方法により、債務者を被保険者とし、銀行を保険契約者とする債務繰上返済支援特約、長期就業不能見舞金特約付団体信用就業不能保障保険を銀行の指定する生命保険会社と締結したときは、以下の各号について承諾します。</p> <p>(1)債務者が万一告知義務違反その他の理由により本条による保険契約の利益を受けられない場合または利益を受けられなくなった場合にも、それについて銀行に何らの異議を述べないもの</p>	<p><b>第22条（債務繰上返済支援特約、長期就業不能見舞金特約付団体信用就業不能保障保険）</b>  債務者は、銀行が所定の方法により、債務者を被保険者とし、銀行を保険契約者とする債務繰上返済支援特約、長期就業不能見舞金特約付団体信用就業不能保障保険を銀行の指定する生命保険会社と締結したときは、以下の各号について承諾します。</p> <p>(1)債務者が被保険者となれないこと、その他の理由により本条による保険契約の利益を受けられない場合または利益を受けられなくなった場合にも、それについて銀行に何らの異議を述べないもの</p>

<p>とします。</p> <p>(2)略</p> <p>(3)略</p> <p>(4)本条2号および3号の場合、万一告知義務違反その他の理由により、生命保険会社が保険金・見舞金の返還を請求する場合、生命保険会社からお客さまに直接請求します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>いものとします。</p> <p>(2)略</p> <p>(3)略</p> <p>(4)本条2項の場合、万一告知義務違反その他の理由により、<u>生命保険会社から保険金の返還の請求を受けたときは、保険金の受領はなかったものとします。</u></p> <p>(5)本条3項の場合、万一告知義務違反その他の理由により、生命保険会社が保険金・見舞金の返還を請求する場合、生命保険会社からお客さまに直接請求します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	--